

活動提言 「地域の子どもたちを地域で育てる」という視点による連携強化

## 青少年の健全育成の基本方針

全ての青少年が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関、団体等は緊密に連携を図り、青少年の自主性や創造性を伸ばすために必要な諸条件を整備するとともに、青少年自身による能力向上と生活発展のための活動を支援することに努める。さらに、家庭、学校、地域社会など、広く市民の理解と協力を得て、次に掲げる目標達成に向けて諸施策を推進する。

- (1) 明るく健全な家庭づくり
- (2) 青少年の社会参加
- (3) 青少年のためのよりよい環境づくり

### I 趣 旨

次代を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いであります。また、未来を明るく生き生きとした社会にするために大人に課せられた大きな命題でもあります。

現代は、少子高齢化が進行し、家族構成や価値観の多様化、情報通信技術の進展などの社会の急速な変化に伴い、家族の絆や地域社会の連帯感などが薄れてきています。また、国際情勢の変化や国内での大規模な自然災害の発生等に伴い、社会全体に不安が広がり、家庭内におけるストレス増大や社会的孤立が懸念されています。

このような状況の中、青少年を取り巻く環境も大きく様変わりしており、全国的に青少年が被害者となる虐待問題や凶悪事件の増加、学校における生徒指導上の諸課題、SNSをはじめインターネット利用に伴うトラブルや薬物乱用問題等、青少年をめぐる問題は深刻な状況となっていることから、その対応は国民的課題となっています。

当市においても、

- ・インターネットやSNSによる誹謗中傷や個人情報の流出
- ・子育てや社会の先行きに対する保護者の不安感の増大と虐待相談の増加の懸念
- ・子どもたちの安全が脅かされる自然災害や事案の発生
- ・学校におけるいじめや不登校等の生徒指導上の課題
- ・性の逸脱行動の懸念

等がみられており、喫緊の課題となっています。

これらの背景としては、社会環境の変化とともに、家庭の教育機能や地域社会の青少年育成機能の低下、学校教育の課題など、様々な要因が複雑に絡み合い、社会全体に生じた歪みが青少年に悪影響を及ぼしているものと考えられます。したがって、学校だけの責任にとらえず、社会全体で「次代を担う青少年の育成は、社会全体の責務である」という認識に立った取組が必要です。

特に、家庭においては、保護者が子育ての第一義的責任を自覚するとともに、「子どもの人格形成の基盤は、家庭にある」との認識に立ち、基本的な倫理観や生活態度、社会規範を子どもに身に付けさせていくことの自覚や行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を口実とした体罰によらず、汗して努力する大切さや思いやりのある明るい家庭をつくることが求められています。

また、地域社会においては、「地域の子どもたちを地域で育てる」という観点に立ち、家庭・学校・地域住民・企業・民間団体・関係機関が、「地域コミュニティ」としてのネットワークを構築することにより、子どもたちが多様な人間関係や自然体験・社会体験等を通じて社会性や主体性を身に付け、個性を伸ばしていけるような多様な活動の場を設定することが求められています。

これまでも、当協議会では、諸問題の解決を図るため、様々なことを提言してきました。それらは、地域あるいは推進団体によって着実に成果を上げつつありますが、今後も、継続して取り組む必要性があります。

よって、次のように提言内容を定め、各推進団体における施策を互いに緊密に連携し合いながら総合的に推進します。

## II 主 唱

八戸市青少年問題協議会

## III 推進活動団体

八戸市、八戸商工会議所、八戸市教育委員会、小・中・高等学校、八戸市連合父母と教師の会、八戸市青少年生活指導協議会連合会、八戸市青少年健全育成「愛の一声」市民会議、八戸市少年団体活動振興協議会、八戸地区保護司会、八戸市社会福祉協議会、八戸市民生委員児童委員協議会、八戸市スポーツ協会、八戸市交通安全母の会連合会、八戸青年会議所、八戸警察署、八戸地区連合防犯協会、八戸市私立幼稚園協会、八戸市保育連合会

## IV 期 間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## V 提言内容

### 1 「さわやか 八戸 あいさつ運動」の展開

未来の八戸市を担う子どもたちが「さわやかな人間」になるよう健全育成していくことは、八戸市民全員の責務である。子どもたちが一人の市民として社会参加するとき、「あいさつ」はコミュニケーションの第一歩であるため、子どもたちが自発的に「あいさつ」ができるよう市民総ぐるみで「あいさつ運動」を展開する。

八戸市内すべての家庭、学校、地域社会、企業、団体等のあらゆる場面で、「さわやかなあいさつ」が飛び交うよう啓発・参加を呼びかける。

今年度も、具体的な重点事項として、家庭や学校で基本的な生活習慣を身に付けさせるため、返事をきちんとする運動と履き物を揃える運動を展開する。さらに、さわやかでクリーンなまちづくりを目指して「ゴミ拾い運動」を展開する。

## 2 青少年の健全育成の基盤となる「地域コミュニティ」の形成

子どもたちへの学校外での多様な体験の場の提供、問題行動や家庭問題の予防、子どもたちの安全確保等を図るため、子どもたちの健やかな育成を地域全体で進める。そのために、家庭、学校、PTA、青少年団体、スポーツ団体、町内会、ボランティア団体、企業など、地域の様々な機関や団体をネットワーク化した「地域コミュニティ」の形成を促進する。

- (1) 家庭や地域を巻き込んだ社会体験学習を展開する。
- (2) 青少年のボランティア活動の拡充を図るとともに、地域のボランティア活動への参加を推進する。
- (3) 社会人や地域人材の学校への活用を促進する。
- (4) 地域全体で子どもたちをサポートしていくために、日頃から地域住民や地域の諸団体、関係機関、学校などとの連携のもと、情報を速やかに共有し、巡回指導や見守り・声かけ活動の充実を図る。

## 3 健全な家庭づくりへの支援

健全な家庭づくりに向け、親に対する意識啓発や情報の提供に努めるとともに、親が孤立することなく気軽に集まれる場を整備し、地域社会に根ざした家庭の実現に向けた取組を推進する。

- (1) 「家庭の日」運動等の実践を通して、健全な家庭づくりへの促進を図る。
- (2) 保護者の子育て参画等を促進し、家庭教育の学習機会の充実を図る。
- (3) 子育てに関する体験や悩みが共有できる「乳幼児をもつ親たちの交流の場」の設定を図る。
- (4) 家庭での読書の推進を図り、子どもたちの豊かな心を育む。
- (5) 関係機関の広報啓発活動の充実と配付対象の拡充を図る。

## 4 体験活動の推進

- (1) 青少年団体における活動など学校外活動への参加を奨励する。

海洋少年団、子ども会、スポーツ少年団等青少年団体、ボランティア団体、文化・スポーツ団体等の地域における活動についての理解を深め参加を奨励する。

- (2) 自然体験活動を推進する。

少年自然の家や野外施設の利用促進を図り、自然を教材とした環境学習活動や冒険活動など、豊かな心を育む自然体験活動を推進する。

- (3) 身近な体験活動の場の活用を図る。

子どもたちにとって魅力ある学習の場である児童科学館、博物館、美術館、是川縄文館、図書館、南郷歴史民俗資料館、公民館、マリエント、八戸ポータルミュージアム「はっち」・マチニワ、みなと体験学習館「みなっ知」、八戸公園、屋内スケート場等の活用を図る。

## 5 今日的な課題への適切な対応

(1) いのちの教育を含めた「生き方に関する指導」の充実を図る。

- ①心の健康の問題が引き起こす自殺の未然防止に向け、子どもたちのSOSの出し方に関する教育の推進、関係機関との連携を強化し相談体制の充実を図る。
- ②あらゆる場面で、交通ルールの遵守や性に関する行動の適切な判断、金銭教育に関わることなど、「生き方に関する指導」の充実を図る。

(2) 家庭支援や虐待防止への取組の充実を図る。

子どもの貧困やヤングケアラー(本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども)等、支援を必要としている家庭や虐待を受けている子どもを早期に発見し、適切な支援や保護を行うため、関係機関で情報や対応方針等を共有する。

(3) 万引きやインターネットトラブル、喫煙、薬物乱用問題等への対応の充実を図る。

- ①万引き撲滅に向け、警察や関係機関と連携し、JUMPチーム活動をはじめとした各種活動を積極的に展開し、規範意識の高揚を図る。
- ②地域ぐるみで、万引き、インターネットトラブル、喫煙、薬物乱用等の防止活動を推進するために、学校、地域において、非行防止教室や情報モラル教室、薬物乱用防止教室を積極的に開催する。

(4) 子どもたちの安全確保の充実を図る。

- ①各学校において、子どもの安全を脅かす様々な事案(交通事故・犯罪・災害など)から、子どもたちが自ら身を守るための能力が身に付くような実践的な「安全教育」、子どもたちを取り巻く環境を安全に整えるための「安全管理」、これらを円滑に進めるための「組織活動」の充実を図る。
- ②学校・家庭・地域社会が連携・協働する、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、地域の実情に応じた取組の充実を図る。
- ③関係機関が合同で通学路等の点検を行い、危険箇所や要注意箇所について情報共有し、状況の改善や見守り活動の充実を図る。(多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進)

(5) いじめ問題の解決に向けた取組の充実を図る。

- ①いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、社会全体でいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。
- ②いじめの未然防止のために、学校・地域・家庭・社会で、温かい集団づくりに努める。
- ③いじめを許さないために、「だめなことは、だめ」と言える規範意識、正義感の醸成に努める。

(6) 社会環境改善に向けた地域ぐるみの取組の充実を図る。

社会環境改善の取組を、地域コミュニティを基盤とする活動として具体的に位置づけ、有害環境の浄化、関係業界に対する一層の自主規制の要請等、地域ぐるみの取組の充実を図る。